

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経過的福祉手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経過的福祉手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和7年7月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経過的福祉手当に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令、障がい児福祉手当及び特別障がい者手当の支給に関する省令に基づき、障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経過的福祉手当に関する事務として、次の手続きを行っている。 (1) 障がい児福祉手当の支給 (2) 特別障がい者手当の支給 (3) 経過的福祉手当の支給 藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当に関する認定請求書、所得状況届の受理 (2) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当に関する認定請求書、所得状況届の審査及び審査結果の通知 (3) 特別障がい者手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当変更(喪失)届の受理 (4) 特別障がい者手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当変更(喪失)届の審査及び審査結果の通知 (5) 転入時の転出元市町村に対する照会 (6) 手当支給時における公的給付支給等口座に関する情報の照会
③システムの名称	①特別障害者手当システム ②障害児福祉手当システム ③経過的福祉手当システム ④団体内統合宛名システム ⑤中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障がい児福祉手当台帳ファイル 特別障がい者手当台帳ファイル 経過的福祉手当台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表67の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、16、19、29、42、80、92、93、119、125、146、158、161の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表92、93の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 障がい者支援課
②所属長の役職名	障がい者支援課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 障がい者支援課 0466-50-3528
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	■ 経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ① 特定個人情報の入手に関する対策 ・システムにおける措置：個人番号カードや本人確認書類の厳格な確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。 ・宛名番号や用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。 ・複数職員によるチェックや入力結果確認用リストを用いた事後チェックで誤入力を防止している。 ② 必要な情報以外を入手することを防止する対策 ・システムにおける措置：データベース項目の設計や入力項目の制御を行い、必要な情報以外の登録を防止している。 ・複数人による二重チェックを実施している。 ③ 不正な使用を防止する対策 ・システムにおける措置：ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。 ・住民から入手する場合も届出等の書面を用いて取得し、使用用途を明確にしている。 ・庁内連携により、移転元から提供されるデータファイルを取り込む方式で、予め決められた情報以外のデータを入手しない仕組みにしている。 ④ 特定個人情報の使用に関する対策 ・システムにおける措置：個人番号利用事務に係るシステム以外からは特定個人情報ファイルを直接参照できないようアクセス制御を行っている。 ・庁内連携機能側のアクセス制御により業務に不必要な情報にはアクセスできないようにしている。 ・アクセス権限の設定により、許可された者以外は個人番号がマスクされた状態で表示している。 ⑤ ユーザ認証の管理 ・システムにおける措置：二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。 ・不正な端末から利用できないよう制御し、アクセス権限がなくなる場合は速やかにユーザIDの失効処理を行っている。 ・共用IDの発行を禁止し、個人番号を表示しないことで不正使用のリスクを軽減している。 ■ 上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ① データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 ② 移行データ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み	

9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [☐] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

	判断の根拠	■藤沢市における措置 ①物理的安全管理措置 ・外部進入防止:外周警備(赤外線センサー)、24時間有人監視、監視カメラ ・入退館管理:ICカード認証 ・持込・持出防止:金属探知機、DRタグ媒体管理、持込・持出台帳管理 ②技術的安全管理措置 ・システムへのアクセス時における二要素認証 ・ウィルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク ③移行作業時に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ■中間サーバ・プラットフォームにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ②技術的安全管理措置 ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ■ガバメントクラウドにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ②技術的安全管理措置 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、
--	-------	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所	高梨 良	安孫子 慎司	事後	人事異動のため
平成28年4月1日	評価書名	障がい児福祉手当及び特別障がい者手当に関する事務 基礎項目評価書	障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経過的福祉手当に関する事務 基礎項目評価書	事後	文章修正のため
平成28年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	藤沢市は、障がい児福祉手当及び特別障がい者手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	藤沢市は、障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経過的福祉手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	文章修正のため
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	障がい児福祉手当及び特別障がい者手当に関する事務	障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経過的福祉手当に関する事務	事後	文章修正のため
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令に基づき、障がい児福祉手当及び特別障がい者手当に関する事務として、次の手続きを行っている。 (1) 障がい児者に対する障がい児福祉手当の支給 (2) 特別障がい者手当の支給 (3) 経過的福祉手当の支給 藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当認定請求書及び所得状況届の受理 (2) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当の認定及び認定結果の通知 (3) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当所得状況届の内容の審査及び審査結果の通知 (4) 氏名、住所変更届の受理及び内容確認 (5) 変更内容台帳登録 (6) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当資格喪失届の受理及び通知書の交付 (7) 転入時の転出元市町村に対する照会	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令、障がい児福祉手当及び特別障がい者手当の支給に関する省令に基づき、障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経過的福祉手当に関する事務として、次の手続きを行っている。 (1) 障がい児福祉手当の支給 (2) 特別障がい者手当の支給 (3) 経過的福祉手当の支給 藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当に関する認定請求書、所得状況届の受理 (2) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当に関する認定請求書、所得状況届の審査及び審査結果の通知 (3) 特別障がい者手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当変更(喪失)届の受理 (4) 特別障がい者手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当変更(喪失)届の審査及び審査結果の通知 (5) 転入時の転出元市町村に対する照会	事後	文章修正のため
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 26、56-2、87の項(別表第二における情報照会の根拠) 67、68、69の項	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 26、56-2、87の項(別表第二における情報照会の根拠) 67、68、69、85の項	事後	文章修正のため
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 障がい福祉課	福祉健康部 障がい福祉課	事後	組織改正のため
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 障がい福祉課 0466-25-1111(内)3292	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉健康部 障がい福祉課 0466-25-1111(内)3292	事後	組織改正のため
平成30年1月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 26、56-2、87の項(別表第二における情報照会の根拠) 67、68、69、85の項	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 9、12、15、19、26、56-2、87、110、119の項(別表第二における情報照会の根拠) 67、68、69、85の項	事後	文章修正のため
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機	安孫子 慎司	障がい福祉課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載
平成31年3月28日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事業の概要	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令	障がい児福祉手当及び特別障がい者手当の支給に関する省令	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)9、12、15、19、26、56-2、87、110、119の項 (別表第二における情報照会の根拠)67、68、69、85の項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)9、12、15、19、26、56-2、87、110、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)67、68、69、85の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条、第38条の2、第43条の3の2	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止	0466-25-1111(内)2661	0466-50-3567	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する II しきい値判断項目 1. 対象者人数 いつ時点の計数か	0466-25-1111(内)3292	0466-50-3528	事後	
令和2年3月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者人数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	令和元年10月1日 時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和2年3月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉健康部 障がい福祉課	福祉部 障がい者支援課	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和3年6月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障がい福祉課長	障がい者支援課長	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉健康部 障がい福祉課 0466-50-3528	〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 障がい者支援課 0466-50-3528	事後	
令和3年12月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)9、12、15、19、26、56-2、87、110、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)67、68、69、85の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条、第38条の2、第43条の3の2	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)9、12、15、19、26、56-2、87、110、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)67、68、69、85の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条、第38条の2、第43条の3の2	事後	番号法第19条の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事業の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令、障がい児福祉手当及び特別障がい者手当の支給に関する省令に基づき、障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経過的福祉手当に関する事務として、次の手続きを行っている。 (1) 障がい児福祉手当の支給 (2) 特別障がい者手当の支給 (3) 経過的福祉手当の支給 藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当に関する認定請求書、所得状況届の受理 (2) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当に関する認定請求書、所得状況届の審査及び審査結果の通知 (3) 特別障がい者手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当変更（喪失）届の受理 (4) 特別障がい者手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当変更（喪失）届の審査及び審査結果の通知 (5) 転入時の転出元市町村に対する照会	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令、障がい児福祉手当及び特別障がい者手当の支給に関する省令に基づき、障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経過的福祉手当に関する事務として、次の手続きを行っている。 (1) 障がい児福祉手当の支給 (2) 特別障がい者手当の支給 (3) 経過的福祉手当の支給 藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当に関する認定請求書、所得状況届の受理 (2) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当に関する認定請求書、所得状況届の審査及び審査結果の通知 (3) 特別障がい者手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当変更（喪失）届の受理 (4) 特別障がい者手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当変更（喪失）届の審査及び審査結果の通知 (5) 転入時の転出元市町村に対する照会 (6) 手当支給時における公的給付支給等口座に関する情報の照会	事後	番号法別表第二の改正に伴う変更
令和5年12月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年10月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和5年12月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年10月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和6年12月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 47の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令	事後	見直しに伴い
令和6年12月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠）9、12、15、19、26、56－2、87、110、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二（別表第二における情報照会の根拠）67、68、69、85の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条、第38条の2、第43条の3の2	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、16、19、29、42、80、92、93、119、125、146、158、161の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務命令第2条の表92、93の項	事後	見直しに伴い（法改正対応）
令和6年12月11日	IV リスク対策 8、11	—	項目追加	事後	見直しに伴い（様式変更対応）
令和7年7月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保健福祉総合システム（福祉共通管理システム、手当サブシステム） 団体内統合宛名システム 中間サーバー	①特別障害者手当システム ②障害児福祉手当システム ③経過的福祉手当システム ④団体内統合宛名システム ⑤中間サーバー	事前	基幹系システム標準化・共通化に伴い、ガバメントクラウドにおける措置を追記するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月18日	Ⅳ リスク対策 8	マイナンバー利用事務においては、住基ネット照会によりマイナンバーを取得することもあるが、申請者からマイナンバーの提供を受け、マイナンバーの確認を行っています。情報照会をする際には、3情報を含む確認を行ったうえで処理を行っています。副本登録については、マイナンバーの入力等を行う処理はなく、システムにて管理させているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると判断しています。	■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①特定個人情報の入手に関する対策 ・システムにおける措置:個人番号カードや本人確認書類の厳格な確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。 ・宛名番号や用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。 ・複数職員によるチェックや入力結果確認用リストを用いた事後チェックで誤入力を防止している。 ②必要な情報以外を入手することを防止する対策 ・システムにおける措置:データベース項目の設計や入力項目の制御を行い、必要な情報以外の登録を防止している。 ・複数人による二重チェックを実施している。 ③不正な使用を防止する対策 ・システムにおける措置:ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。 ・住民から入手する場合も届出等の書面を用いて取得し、使用用途を明確にしている。 ・庁内連携により、移転元から提供されるデータファイルを取り込む方式で、予め決められた情報以外のデータを入手しない仕組みにしている。 ④特定個人情報の使用に関する対策 ・システムにおける措置:個人番号利用事務に係るシステム以外からは特定個人情報ファイルを直接参照できないようアクセス制御を行っている。 ・庁内連携機能側のアクセス制御により業務に不必要な情報にはアクセスできないようにしている。 ・アクセス権限の設定により、許可された者以外は個人番号がマスクされた状態で表示して	事前	基幹系システム標準化・共通化に伴い、ガバメントクラウドにおける措置を追記するもの
令和7年7月18日	Ⅳ リスク対策 11	事務取扱担当者等のへ教育及びリスクの認識を研修等を通じて行っているため、十分であると判断しています。	■藤沢市における措置 ①物理的の安全管理措置 ・外部進入防止:外周警備(赤外線センサー)、24時間有人監視、監視カメラ ・入退館管理:ICカード認証 ・持込・持出防止:金属探知機、DRタグ媒体管理、持込・持出台帳管理 ②技術的の安全管理措置 ・システムへのアクセス時における二要素認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク ③移行作業時に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ■中間サーバ・プラットフォームにおける措置 ①物理的の安全管理措置 ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ②技術的の安全管理措置 ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事前	基幹系システム標準化・共通化に伴い、ガバメントクラウドにおける措置を追記するもの